

横浜市立菅田中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定(令和5年4月改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

はじめに

学校基本方針は、学校のみならず、保護者・地域とともに策定した方針とし、また、生徒が主体的かつ積極的に参加できることを前提としています。同方針は、いじめは絶対に許されない行為として、関係機関との連携はもとより、保護者にもその責任が及ぶものとしています。これらを総合的・包括的に考慮し、次に本校のいじめ防止基本方針を策定します。なお、本校のホームページに掲載します。

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止に向けた基本方針

(1) いじめ防止に向けた本校の考え方

いじめは他者の人権を踏みにじる卑劣な行為であり到底許されるものではないという姿勢のもと、本校では未然防止を基本とした対策を図ります。ひとたびその事案が発生した場合には、全容解明と加害生徒・周辺生徒及び被害生徒への支援に全校をあげて組織的に取り組み、再発防止に努めることを全職員で共通認識します。

(2) いじめ防止対策委員会とその役割

委員会の構成員

委員会	開催時期 及び 構成メンバー	役割 及び 活動内容
いじめ防止対策(常設) 校内委員会	○月に1回以上開催 <u>※いじめの疑いがある段階で、直ちに開催</u> 校長・副校長・学年主任・主幹教諭 生徒指導専任・生徒支援部長	・未然防止のための定期的な連絡会。 ・学校としての組織的な対応方針を決定。 ・「いじめ」と認識した事案への調査・指導計画の作成。 ・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。 ・拡大委員会への報告・連絡・相談。 ・被害生徒及び保護者への支援。 ・加害生徒及び保護者への指導・支援。 ・重大事態の発生により調査した場合は教育委員会へ報告。
いじめ防止対策 拡大委員会	○校内委員会の要請を受け適宜開催 校内委員会 +学校運営協議会長・PTA 会長 ----- スクールソーシャルワーカー(SSW) 学校カウンセラー(SC)	・校内委員会から全事案の報告を受理。 ・場合により校内委員会への意見具申。 ・重大事態への対応についても報告を受理。 ・必要に応じて関係機関との連携を図る。 ----- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(3) いじめの未然防止及び早期発見のための取組

種別	取組名	具体的取組内容	実施期日
相談活動	教育相談	学級担任が生徒と相談を年2～3回実施。	4月・9月
	三者面談	学級担任が保護者・生徒と面談を年2～3回実施。 *3月は希望者のみ	7月・12月 3月(希望者のみ)
調査活動	アンケート	生徒支援部作成のものを全校生徒対象に年2回実施。	4月・8月
	「いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式アンケート・教育相談)」	教育委員会作成のものを全校生徒対象に年1回実施。	5月
	Y-P アセスメントシート	Y-P 担当教諭 → 年間2回実施	5月・12月
	いじめ解決一斉キャンペーン	教育委員会作成のものを学級担任対象に年1回実施。	12月
防止啓発活動	道徳授業	いじめや人権に関する授業を全学級で年2回実施。	各学年の状況に応じて実施時期を決定
	人権授業	人権の授業をうけ、人権の木を作成。	12月(人権週間)
	特別活動(行事・宿泊)	各種行事を通して自分の能力を発揮し、互いを認め合う機会とすることで人権感覚を養う。	
	入学前啓発	新入生保護者対象に携帯端末使用についての諸注意。	2月(新入生保護者説明会)
	あいさつ運動	生活委員会を中心に、生徒会、PTA、補導員とともに実施。	毎月
	サイバー教室	スマートフォンの正しい使い方について外部機関と連携。	年1回
職員研修	生徒指導研修	本校の生徒指導体制、いじめ防止基本方針を全職員で共通理解。	4月
	校内研修	生徒理解や人権に関する内容のものを本校全職員対象でグループ研修。	年1回以上
	ブロック研修	児童生徒理解や人権に関する内容のものを小中ブロック全職員で研修。	年1回以上
学地連	学校運営協議会	学校のかかえる課題等を地域と共有。	年4回
	学地連総会	学校基本方針の説明、情報共有。	7月
	地区懇談会	学校・家庭・地域の抱える諸問題についての取り組み。	年1回

3 いじめに対する措置

学校教育目標

自分で考え、判断し、行動する力の育成をめざして ～3つの力を伸ばします～

□主体性

△協働力

○コミュニケーション力

【いじめの未然防止】

- 学校教育目標に向かい、あらゆる学校教育活動を通じて、生徒が主体的に取り組めるよう支援する。
- 人間関係づくりの基本である「あいさつ」を大切にす。
- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指す。

【いじめの早期発見・報告】

- 通常の学校生活及び学校行事や宿泊行事等において、いじめと受け止められるような言動を職員が見聞きした場合は直ちに指導にあたり、いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録。報告を受けた職員・学年は多角的広角的な視野をもって情報収集に努める。
- 生徒・保護者・地域住民からいじめと受け止められるような言動の連絡が入った場合は、いじめ防止対策委員会に報告し調査の対象とする。

【いじめの対応・指導】

- 報告を受けた事案は必ず双方の当該生徒及び周辺生徒への聞き取り調査を行う。
- 聞き取り調査は当該学年職員が中心に行うが、必要に応じて他学年職員も支援する。
- 聞き取り調査をうけ、いじめ防止対策委員会において指導支援体制を協議する。

【いじめの指導】

- 校内委員会での協議の結果いじめと認識された事案については、加害生徒全員に指導及び家庭連絡をし、家庭の協力も要請する。第三者的立場の生徒に対しても人権意識を高め、再発防止に努めるよう指導する。
- 被害生徒への心の支援は当該学年職員を中心に全職員で行い、必要に応じてSC(スクールカウンセラー)にも支援を要請する。

【いじめの解消】

《いじめ解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対処

《重大事態の定義》

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

《発生の報告》

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態の報告】

- 重大事態発生時には速やかに校内委員会に報告をし、拡大委員会開催を要請する。
- 教育委員会へ連絡をし、調査・指導の経過も適宜報告する。
- 調査が進み次第、その調査・指導の経緯を拡大委員会へ適宜報告し、以後の対処を協議する。
- いじめが犯罪行為や重大事態にあたと認められる場合は所轄の警察に連絡する。

【重大事態の調査】

- 双方の当該生徒及び周辺生徒への聞き取り調査を行う。
- 担任や学年職員等教職員への聞き取り調査を行い、必要に応じて弁護士等への助言を求める。

【生徒・保護者への報告】

- 被害生徒への聞き取りを行い学校は常に中立的立場でその経過を家庭に連絡する。
- 調査、指導の継続によって事案の全容が明らかになった段階で再発防止に向けての学校の姿勢を示す。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 その他

- いじめ防止基本方針は、必要に応じて改訂していくものとする。